

# 県立平塚ろう学校施設の利用について

## 1 ご利用いただける施設・日時

グラウンド、体育館及び附属施設(トイレ、洗面所、その他)

○グラウンド 日曜日 午前6時30分より午前8時30分までとする。

○体育館 日曜日 午後1時より午後5時までとする。

ただし、学校行事など特別な事由があるときは、開放時間を変更します。

## 2 利用のしかた

### (1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

### (2) 申込方法

利用希望日の属する月の前月15日までに、施設利用申込書(様式1)により校長に申し込んでください。他の利用者等との調整の後、利用可能であれば、施設利用承認書を交付します。

◆ 承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。

◆ 承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

## 4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。(違反行為等があった場合には利用を中止する場合があります。)

ア 利用される団体の代表の方又は個人は、利用当日に施設利用承認書及び運転免許証等身分を明らかにする書類を、学校警備員にお見せください。

イ 県立学校は全面禁煙です。

ウ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。

エ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、施設管理員(又は利用者の中から指定されている利用責任者)の確認を得てください。

オ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって施設管理員(又は利用責任者)及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。

カ 利用中は門扉を閉めてください。

キ 自動体外式除細動器(AED)は体育館入口に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。

ク 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに場合には、必ず報告してください(施設利用日誌への記入、学校警備員に連絡など)。

ケ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。

コ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

サ 利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

#### 4 その他

利用料金について

電気代実費相当額 体育館 1回の利用につき 440円(2時間まで)  
以後、延長1時間ごとに 220円